

業務指示書

セルビア国ベオグラード市下水道整備事業補完調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年4月13日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第二課 真野 修平 Mano.Shuhei@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年4月18日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は傭託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：下水道分野にかかる各種調査業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/下水道事業）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：下水道事業計画にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：セルビア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 施設計画①（下水処理場）】

- 1) 類似業務の経験：下水処理場の設計にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：セルビア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 下水道事業運営、経済・財務（公営企業会計）】

- 1) 類似業務の経験：下水道事業運営や水道事業の財務・会計
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年4月22日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(RSD1 = 1.025 円 , US\$1 = 114.01 円 , EUR1 = 124.67 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクト等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/下水道事業

施設計画①（下水処理場）

下水道事業運営、経済・財務（公営企業会計）

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.85 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年5月12日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
セルビア国ベオグラード市下水道整備事業補完調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/下水道事業	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 施設計画①（下水処理場）	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 下水道事業運営、経済・財務（公営企業会計）	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 本事業の背景

セルビアでは汚水は都市部の7割以上、地方部の1割以下が収集されており、収集された汚水の1割程度しか処理されていない。全国で約26の下水処理場が稼働しているが、首都であるベオグラード市には下水処理場が存在しない。ベオグラード市は、人口約164万人を有し、家庭排水を中心にサバ川、ドナウ川に未処理のまま放流されている。表流水、地下水はベオグラード市の水道水源になっており、下水放流地より下流で取水を行っていることから、このままの状態が続けば、水質悪化による人々の健康への被害が懸念される。また、セルビアはEU加盟を最重要課題としており、現在、加盟に向けてEU規則に沿った国内法の整備を進めているため、EU基準に沿った下水道整備が必要である。

セルビア政府によって策定された国家計画“National Physical Plan of Republic of Serbia”に基づき、ベオグラード市は2021年を目標とする都市計画マスタープラン「2021年までのベオグラードマスタープラン」(2003年)を策定した。この都市計画マスタープランに従い、ベオグラード市上下水道公社は「2021年までのベオグラード下水道開発計画」(2011年)を策定し、同市内における下水処理場整備を進めることとしている。

このような状況下、2009年7月、セルビア政府はベオグラード市下水道整備事業(以下、本事業)に対する円借款の正式要請を我が国政府に提出した。ベオグラード市が作成したプレ・フィージビリティ調査(2011年)(以下、プレF/S)に基づいて、JICAは円借款審査に向けた「ベオグラード市下水道整備事業準備調査」(2013年5月)(以下、協力準備調査)を実施した。ベオグラード市及び実施機関は、本事業の優先度は依然高く、現在セルビア政府が作成している優先事業リストにも本事業は含められる予定として本事業の実施の意向が確認されたことから、JICAは協力準備調査の内容更新等を目的とした補完調査を実施することとした。

2. 調査の目的

本事業の協力準備調査は約3年前に終了しているため、審査にあたって情報の更新が必要となる。本調査は、協力準備調査の補完的な調査として実施し、需要予測、事業費、関連法・制度等の協力準備調査の内容更新に加え、本事業にかかる本邦技術適用可能性について検討することを目的とする。

3. 調査対象地域

ベオグラード市

4. 主な相手国調査対象機関

想定している主な対象機関は以下の通り。

- ・ベオグラード市(The City of Belgrade)
- ・ベオグラード市都市開発公社(Belgrade Land Development Public Agency: 以下、BVK)
- ・ベオグラード市上下水道公社(Belgrade Waterworks and Sewerage: 以下、LDA)

5. 調査の範囲

本業務は、セルビア政府から要請のあったベオグラード市下水道整備事業について、「2. 調査の目的」を達成するため、「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「7. 調査の内容」に示す事項の調査を実施し、「8. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

6. 実施方針及び留意事項

(1) 本調査の位置づけ

本調査は、2013年に終了したJICAの協力準備調査を確認・更新するための補完調査とする。協力準備調査をもとに、円借款対象スコープの見直し、需要予測の修正の要否、事業費の再計算、実施体制の確認、本邦技術の適用可能性の検討、EU基準をはじめとする関連適用法・制度の最新の動向の確認、協力準備調査で作成した予備的EIAの見直し、用地取得状況・被移転者の生計回復状況の確認を主な調査内容とする。

本調査の成果品は、本事業に対する円借款の審査をJICAが実施する際の検討資料として用いられることとなることから、調査の過程で十分JICAと協議する。

(2) 協力準備調査における下水処理方式

協力準備調査は、基本的には事業承認を得ているプレF/Sをもとに作成されているが、処理方式をプレF/Sで提案された嫌気無酸素好気法(A2O)から、より高い窒素・リン除去率が実現するステップ流入式多段硝化脱窒法(SFDNP)への変更を提案している。実施機関とは処理方式の変更を合意したものの、正式な承認を得るためには、セルビア法に則ってローカルコンサルタントがフィージビリティ調査(以下、F/S)を実施し、中央政府の所管省庁の委員会(Revision Committee)による再承認の必要がある。

本調査では、調査の初めの段階で処理方式の再検討を行い、SFDNPを最善の処理方式と判断した場合は、実施機関と本調査終了後にF/Sを実施することを確認する。本調査の過程では実施機関と十分にコミュニケーションをとり、予めF/S作成に規定されているフォーマットや基準を確認し、必要に応じてそのフォーマットや基準に則る形で報告書を整理し、報告書の内容については実施機関と合意形成を図る。また、実施機関のF/Sに向けた準備(予算確保、承認プロセスの確認)が進んでいるかフォローをする。しかし、A2Oが最善の処理方式と判断した場合には、F/Sの実施は必要ない。

(3) 本邦技術の適用可能性の検討

協力準備調査の中で、ベオグラード市、BVK 及び LDA の関係者に対して、本邦の優れた技術の知識や理解を深めることを目的とした本邦招聘を実施し、汚泥処理、機械脱水、高度処理方式等の説明や下水処理場やスラッジプラントの視察を行った。同招聘を踏まえ、協力準備調査の中では本邦企業に強みのある技術を提案している。こうした経緯をふまえ、本調査の中では、本邦企業へのヒアリングを通し、具体的な本邦技術の導入可能性を再検討する。

(4) 円借款対象の再検討

協力準備調査の中で事業を2フェーズに分けており、フェーズごとの対象施設は以下の通り。

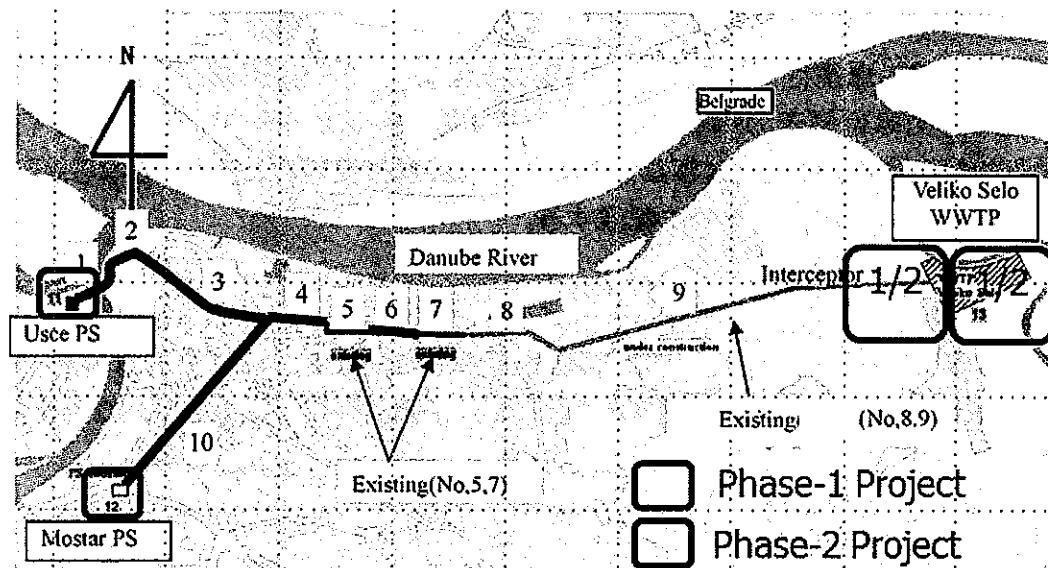
フェーズ1: Veliko Selo 下水処理場(1/2)、インターセプタ(No.4, No.6, No.10)、モスタルポンプ場

フェーズ2: Veliko Selo 下水処理場(1/2)、インターセプタ(No.1, No.2, No.3)、ウステポンプ場

※インターセプタ No.5, No.7, No.8, No.9 は実施機関が建設済み。

円借款対象施設の検討にあたっては、事業スケジュールや事業費等を考慮し、実現可能性を十分考慮した上で実施機関及び JICA と協議すること。事業費をできる限り小さくするよう努める一方で起こり得る事業リスクも考慮し、円借款・他ドナーの資金(無償・融資)・自己資金の3つの資金源を想定し、円借款の対象スコープを再検討する。

図 調査対象地



(出典)協力準備調査

(5) 下水処理場の PPP(Public Private Partnership)事業の可能性

ベオグラード市は下水処理場の資金源の選択肢を3つ(自己資金、ドナーからの

融資、PPP)検討している。ベオグラード市は依然日本の円借款の要望が強く、PPPの可能性は本調査の結論次第で検討していくとしている。本調査の中ではPPPの可能性について検討はしないが、協議の中でベオグラード市・実施機関がどのように資金源を判断するのか(PPPを選択するか)については確認する。

(6) セルビアのEU加盟交渉に向けた動向

2014年1月、セルビアはEU加盟交渉を開始。セルビアのEU加盟にあたっての交渉項目は35項目(Chapter)あり、セルビアはEUとの間で、2015年3月までに全項目に関するスクリーニングを終了させており、今後項目毎に本交渉が開始される。環境関連(Chapter 27)についても今後交渉される予定であり、EU加盟交渉における環境基準の交渉状況に留意しつつ調査を行う。

(7) 事業承認プロセスの確認

セルビアの法律に基づき、下水処理場建設事業で必要となる各種許認可は既に得ている。しかし、(2)の通り、協力準備調査で提案した処理方式の変更について、中央政府の所管省庁の委員会(Revision Committee)による再承認が必要となる。本調査においては、既に取得済みの許認可の有効期限、下水処理場(処理方式)の再承認プロセス、事業開始までに必要なその他の承認事項及び手続きを実施機関と十分に協議し、融資の検討が滞りなく進むよう留意する。

(8) 環境社会配慮

本事業は「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(平成14年4月)(以下「旧JBICガイドライン」)に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため、JICA環境社会配慮カテゴリ「B」に分類されている。旧JBICガイドラインにもとづき、協力準備調査の調査結果を再確認すること。また、旧JBICガイドラインに定められた作業以外にも、本事業が環境的、社会的に受容されるものとなるよう、事業計画の策定等において十分に配慮する。

(9) 書面での確認

本調査の中でヒアリングを通じて収集した情報については、口頭のみならず、政府文書や法律等、根拠文書を確認すること。また、実施機関や関係省庁との協議内容や決定事項は、必ず書面で先方と合意する。

7. 調査内容

(1) 既存資料のレビュー・整理

ベオグラード市作成の都市計画マスタープラン「Master Plan of Belgrade to 2021」(2003年)、LDA・BVK作成の下水道マスタープラン「Pre-Feasibility Study with the Master Plan of Belgrade Sewerage System 2011: Pre-F/S with M/P」(2011年)、

協力準備調査、その他関連資料をレビューし、ベオグラード市における下水道事情と本事業にかかる背景及び現状を整理し、本事業の意義や緊急性等を確認する。なお、両マスタープランは更新版の有無を確認し、更新版があればそれを参照する。

(2) 需要予測のレビュー

協力準備調査で想定されていた事業対象地の需要予測と過去 2 年間の実績を比較し、予測との乖離を確認する。乖離が生じている場合は、乖離の原因を追究し、人口予測や産業動態見込み等を踏まえ、需要予測の補正を行う。

(3) 円借款対象の事業スコープの再検討

「6.実施方針及び留意事項 (4)円借款対象の再検討」においても言及した通り、協力準備調査の中で本事業はフェーズ分けされており、一部インターセプターは実施機関が建設済みである。円借款対象について、円借款事業の概算事業費、実施時期及び起こり得る事業リスク等を考慮し、複数の円借款対象を提案し(例 オプション1:協力準備調査で提案されたフェーズ1全て、オプション2:ポンプ場・下水処理場、オプション3:下水処理場、等)、実施機関と協議の上、協力準備調査で提案されている円借款対象の事業スコープの見直しを行う。概算事業費の見直しにあたっては、セルビア国内法を参考に、国及び地方自治体の予算・債務の法律上の制限や現状も十分に考慮する。

また、円借款対象以外の資金調達(自己資金・他ドナーの無償資金若しくは融資)についても実施機関と検討をする。セルビア側の借入額を軽減するため、必要に応じ、本事業に適用できる EU をはじめとした無償資金の候補も検討する。

(4) 概算事業費の再計算

概算事業費及び内部収益率を以下に従い、2016 年 12 月時点(ドラフトファイナルレポート提出時)のものに更新する。内貨分の積算についてはセルビアの積算基準を参照すること。また、算出にあたっては事業費の削減を十分に検討し、単価・数量の妥当性も確認する。

(ア) 事業費項目

- ① 本体事業費
- ② 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- ③ 本体事業費に関する予備費
- ④ 建中金利
- ⑤ フロントエンドフィー
- ⑥ コンサルタント費(プライスエスカレーションと予備費を含む)
- ⑦ 維持管理費
- ⑧ その他(融資非適格項目)
 - 用地取得費
 - 関税・税金

- 事業実施者の一般管理費
- 事業実施に伴い追加的に必要となる管理費
- 本事業には含まれないが、本事業に必要な実施機関が整備すべきインターセプターに繋ぐ管渠や一部ポンプ場等の関連施設の概算費用

このうち、下線部についてはその算出方法等を JICA から指示することがある。

(イ) 事業費の算出様式

事業費については別途 JICA が提供する計算支援システム(Excel ファイル)の様式にて提出する。

(ウ) 準拠ガイドライン

積算にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)(2009年3月版)」を参照する。

(エ) 積算総括表

積算にあたっては共通仕様書第 14 条に基づき、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)(2009年3月版)」を参照して積算総括表を作成し、JICA に対し、その内容を説明、確認を得ること。

(5) 調達方法及び留意点の整理

最新のセルビアの公共調達法及び関連制度を確認し、協力準備調査で作成した「調達方法の留意事項」(セルビアにおける公共事業にかかる現地事情、コンサルタントの選定方法、施工業者の選定方針)の内容を更新・追加する。事業スコープの再検討結果を踏まえ、協力準備調査で提案された本事業の調達方法及び契約パッケージを再度整理し、提案する。

(6) 処理方式の決定

「6.実施方針及び留意事項 (2)協力準備調査における下水処理方式の変更」において言及した通り、既に承認されている A2O 方式から SFDNP 方式への変更承認が必要となる。本調査では、まず最初にプレ F/S で採用された A2O 方式のままで進めるのか、協力準備調査で提案された SFDNP 方式に進めるかを検討する。検討にあたっては、技術的なメリットのみならず、事業費、事業スケジュール、本邦技術の適用可能性等を考慮した上で2つのケースを比較し、実施機関及び JICA と十分に協議して決定をすること。また、SFDNP 方式で進める場合、「6. 実施方針及び留意事項 (2)協力準備調査における下水処理方式の変更」に記載の通り、セルビア人コンサルタントによる F/S の作成が必要となるため、その F/S 実施のための予算が確保されるかを確認する。

(7) 本邦企業に強みのある技術の適用可能性

本邦企業に強みのある技術の適用可能性を検討し、追加提案する。検討の際には本邦企業及びセルビア側からのヒアリングをもとに下水処理・汚泥処理設備技術に限定せず、地形その他の要因により適用が考えられるインターセプター

の非開削工法等の施工技術についても検討を行う。また、「(6)処理方式の決定」にも関係するが、嫌気無酸素好気法（A2O）の場合における本邦技術の適用可能性についても検討する。

(8) 用地取得状況調査の実施

本事業のために、既にベオグラード市が用地取得を行った土地があるため、その進捗、その過程での住民協議方法、補償水準、生計回復状況についての旧 JBIC ガイドライン遵守状況の確認調査（以下、用地取得状況調査）を行う。用地取得状況調査に含まれるべき内容は、以下(ア)~(カ)のとおり。また、調査に際し「世界銀行セーフガードポリシーOP4.12 Annex A の Resettlement Plan」及び「世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects」を参照する。報告書執筆に際し「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」を参考にする。また、用地取得状況調査の際に実施した関連調査結果も JICA へ提出する。

調査に際し、旧 JBIC ガイドラインに基づき、被影響住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できるように努めているか、生計回復状況の実態について特に確認する。なお、協力準備調査においては、農地を 50%以上失った世帯のみを対象に収入機会の損失率を確認しているが、50%を閾値とする妥当性について再検討の上、生計回復状況の確認を行うこと。

(ア) 用地取得状況調査の結果、旧 JBIC ガイドラインの実質的な点について、著しい乖離が確認された場合には、ベオグラード市と協議の上、そのギャップを可能な限り解消するアクションプラン(collective action plan)案を作成する。用地取得状況調査項目（以下(イ)の 2)-3)の過去の状況についての確認

- 1) 用地取得・住民移転の規模
- 2) 過去の用地取得で適用された法律及び規定
- 3) 損失資産の補償、及び生活再建対策の受給権者要件
- 4) 損失資産の補償実績
- 5) 生活再建対策実績(生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前の受給権者の家計・生活水準から改善、少なくとも回復させるための対策が実施されたか)
- 6) 弱者配慮実施状況(貧困層、女性、先住民族、障害者、マイノリティなどに対する配慮が行われたか)
- 7) 苦情処理手続き、及びその実施状況
- 8) 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等)の特定、及びその責務
- 9) 実施スケジュール(損失資産の補償支払に関して)
- 10) 費用と財源
- 11) 実施機関によるモニタリング体制、及びその実施状況
- 12) 事業の初期設計、及び生計再建対策の代替案に係る住民協議結果

(イ) 過去の用地取得による被影響住民の現在の生計状況の可能な範囲での追跡

調査

- 1) 過去の補償及び支援の妥当性の検証および旧 JBIC ガイドラインとの乖離の分析
- 2) 旧 JBIC ガイドラインとの乖離が存在した場合の乖離を解消する措置(適及的な支援金の支払い、代替地の提供等の生計回復支援策等)の検討
- 3) (イ)の調査の結果追跡しきれなかった住民を含む被影響住民に対する、苦情処理メカニズムの設立の検討

(ウ) 結論及び提言

(9) 環境社会配慮の確認

セルビアの法律によると、EIA 報告書は F/S 及び予備設計が承認された後の詳細設計と共に作成され、詳細設計が終了するまでに取得される手続きとなっているため、協力準備調査では予備 EIA を作成している。協力準備調査結果および予備 EIA をレビューし、以下の点について確認・追加調査を行う。

(ア) 環境影響評価(EIA)

協力準備調査で作成した予備的 EIA の見直しを行い、必要に応じて追加調査を行うこと。また、事業実施において、実施機関が遅延なく EIA を作成するように助言する。

(イ) 主要な環境社会影響項目に対する緩和策、モニタリング計画案の確認

旧 JBIC ガイドラインに基づき、協力準備調査報告書および予備的 EIA における環境社会配慮面から代替案の比較検討、重要な環境影響項目に対する緩和策、モニタリング計画のレビューを行い、必要に応じて追加調査を行う。また、相手国と協議の上、調査結果を整理する形で、旧 JBIC ガイドラインにある環境チェックリスト(協力準備調査にて作成済)の更新を必要に応じて行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、旧 JBIC ガイドラインの環境チェックリスト案を作成する。

環境社会配慮に係る主な確認項目は、以下のとおり。協力準備調査時から計画変更があった場合、協力準備調査時のベースラインデータの更新等、必要に応じて追加調査を実施すること。

- 1) ベースとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等)
- 2) 相手国の環境社会配慮制度・組織
 - 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
 - 旧 JBIC ガイドラインとの乖離及びその解消方法
 - 関係機関の役割
- 3) スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)
- 4) 影響の予測

- 5) 影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較
- 6) 緩和策(回避・最小化・代償)
- 7) 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)
- 8) 予算、財源、実施体制
- 9) ステークホルダー協議(実施目的、参加者、協議内容等)

(10) 実施体制の確認

以下の(イ)～(エ)については調査を踏まえ、技術協力を通じた支援の必要性及び具体的な支援案を提案する。

(ア) 借入及び事業実施体制

財務省、ベオグラード市、BVK、LDA の本事業における役割を整理するとともに、実施機関の組織体制(組織図、人員構成、実施担当機関の部署等)を最新情報に基づき再整理する。

また、借入人、転貸先、転貸にあたっての手続き、転貸条件、政府保証の手続き、円借款で支援する施設の資産所有者と事業実施者との関係について実施機関に確認し、実施体制を図式化して整理する。

(イ) 実施機関の財務能力

協力準備調査をレビューし、ベオグラード市及び実施機関の組織体制及び財務情報(財務諸表に加え、今後の見通しを踏まえた予算規模、補助金の有無を含む)を更新する。特に、①事業対象の中で円借款非適格項目の予算、②本事業対象外であるが、実施機関が整備すべき本事業に必要な関連施設(インターセプターに繋ぐ管渠や一部ポンプ場)の予算について、予算確保の方法や見込みを十分に確認する。(円借款が転貸される場合)転貸にかかる実施機関の利払い返済を考慮した中長期的な財政収支(損益計算及びキャッシュフロー)のシミュレーションを行う。

(ウ) 水道料金体系

ベオグラード市の現状の各料金体系及び徴収状況を整理し、無収水について原因を追究する。

ベオグラード市は上水道料金と下水道料金(管渠)を徴収しているが、下水処理場新設にあたって、実施機関の健全な経営及び円借款の返済原資を確保するためには、下水処理料金の徴収も必須となる。協力準備調査では、支払い意思額調査を踏まえ、下水処理料金は上水道及び下水道料金の 25%を妥当としている。上水道・下水道(管渠)・下水処理料金の料金設定の根拠になるセルビアの法律や制度、ベオグラード市の料金改定の中長期計画及び改定に際しての各種手続きを確認した上で、徴収開始時期を含め、複数の下水処理料金のシナリオを提案し、下水処理料金徴収の必要性を実施機関に説明する。

(エ) 維持管理体制

協力準備調査の結果をもとに、本事業に係る維持管理体制について、実施機関と協議した上で妥当性を確認する。

(オ) 安全対策

建設時の安全対策について過去の事例も参考に分析し、対策を検討する。なお、実施機関に対して安全管理の重要性について十分に説明をすること。

(11) 事業の承認プロセスの確認

本調査の中で、既に取得済みの本事業の下水処理場建設に係る各許認可の有効期限を確認するとともに、下水処理場(処理方式)にかかる再承認のプロセス及び本事業を実施していく上で必要な承認事項や手続きを各手続の責任機関も明記した形でフローチャートにして整理する。フローチャートはエクセルで作成し、報告書内に含めると同時に、エクセル形式でも提出する。

(12) 事業効果の見直し

協力準備調査をレビューし、必要に応じて運用効果指標(定量的効果)及び定性的効果の見直しを行い、内部収益率(FIRR・EIRR)も前提条件の見直しをした上で再計算を行う。

(13) 関連法・制度の更新

協力準備調査をレビューし、セルビアで下水事業を実施するにあたっての技術、環境基準の関連法及び制度の情報を更新する。特にセルビア政府が交渉を開始しているEU加盟に向けた環境基準の交渉内容を踏まえる。

8. 成果品等

(1) 調査報告書

調査の各段階にて作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、本契約における最終成果品は、ファイナル・レポートとする。

(ア) インセプション・レポート

提出時期: 調査開始時(2016年6月を想定)

部 数: 和文(電子データ)、英語(電子データ)

記載内容: 調査実施基本方針、調査方法、調査項目、調査内容、調査実施体制、ヒアリング先、第一回現地渡航での調査事項(ヒアリング項目含む)、調査の詳細なスケジュール。なお、作成にあたって、協力準備調査の情報をとりまとめ、不足情報を整理し、今後の調査計画を考える。

(イ) インテリム・レポート

提出時期: 2016年9月下旬

部 数:和文(電子データ)、英語(電子データ)
記載内容:調査の途中結果及び今後の調査事項。

(ウ)ドラフト・ファイナル・レポート
提出時期:2016年12月下旬
部 数:和文(電子データ)、英文(電子データ)
記載内容:「7.調査内容」の全項目。

(エ)ファイナル・レポート
提出時期:2017年2月末
部 数:和文5部、英文5部、CD-R1枚(和文、英文)
記載内容:「7.調査内容」の全項目。

(2) 報告書の作成・印刷仕様

ファイナル・レポート以外の提出物の仕様は、A4版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改ページの編集とし、簡易製本とする。ファイナル・レポートの印刷仕様及び電子化の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」(2014年11月)の通りとする。なお、仕様の詳細はJICAの指示に従うものとする。

(3) その他提出物

(ア) 議事録等

先方政府及び関係機関との面談議事録を作成し、協議で先方及び調査団が共有した関連書類と併せてJICAに速やかに提出する。また、協議に先立ち、少なくとも5営業日前までに配布資料をJICAに提出すること。

(イ) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員又は分任監督職員に提出する。

(ウ) その他

上記の提出物のほかに、協議時に必要な資料や各報告書の要約等、JICAが必要と認め報告を求めたものについて提示する。

(4) その他、調査報告書作成にあたっての留意事項

(ア) 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。

(イ) 各調査報告書は、セルビア政府への提出に先立ち、事前にJICAに提出し、承諾を得ること。

(ウ) 各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。

(エ) 各レポートには、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。ファイナ

ル・レポートについては、調査結果の概要を 3～5 ページ程度に取りまとめること。

- (オ) レポートの作成にあたっては、装丁等が華美とならないよう、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- (カ) レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- (キ) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- (ク) レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。
- (ケ) 対外公開を避けるべき内容(特に関係機関の財務状況等)については、成果品提出前にセ側及び JICA と相談し、一部情報は、最終成果品には記載をせず、内部資料とする対応をとる。

第3 業務実施上の条件

1. 調査工程

調査は2016年6月上旬より開始し、2017年2月下旬の終了を目途とする。但し、調査中の状況により必要と判断されれば、JICA及びセルビア側関係者と協議の上で変更することがある。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

(1) 業務量の目途

合計 約 13.55M/M

(2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な団員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。また、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- (1) 総括/下水道事業(2号)
- (2) 施設計画①(下水処理場)(3号)
- (3) 施設計画②(管渠、ポンプ場)
- (4) 積算・施工計画
- (5) 下水道事業運営、経済・財務(公営企業会計)(3号)
- (6) 環境・社会配慮

3. 相手国の便宜供与

現地での事務所スペースはセルビア側の受入機関が用意する。

4. 参考資料

以下の資料はJICAから配布する。

- ・「ベオグラード市下水道整備事業準備調査」(2013年5月)(要約版)
- ・“Pre-Feasibility Study with the Master Plan of the Belgrade Sewerage System” (2011年2月)

5. 現地再委託

当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを可とする。現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン(2012年4月)」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。想

定している分野は「環境社会配慮調査：用地取得状況調査及び EIA にかかる追加調査」。必要に応じそれ以外の業務についてもプロポーザルにより提案可能とする。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行う。このほかに現地再委託が適切であると判断されるものについては、プロポーザルにて提案すること。なお、現地再委託費は本見積として計上すること。

6. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、以下の対策を遵守するとともに、現地作業時の安全確保のための関係機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。

- ・JICA バルカン事務所と十分に連絡をとる。
- ・外務省及び日本大使館から最新の政治・治安情報を確認する。
- ・通信機器を常時携帯し、連絡が可能な状態にしておく。
- ・デモや集会を見かけたら近づかず、すぐにその場から立ち去る。

また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

なお、調査対象地は、JICA の安全管理に基づき、危険地域での調査実施は認められない。

7. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上